

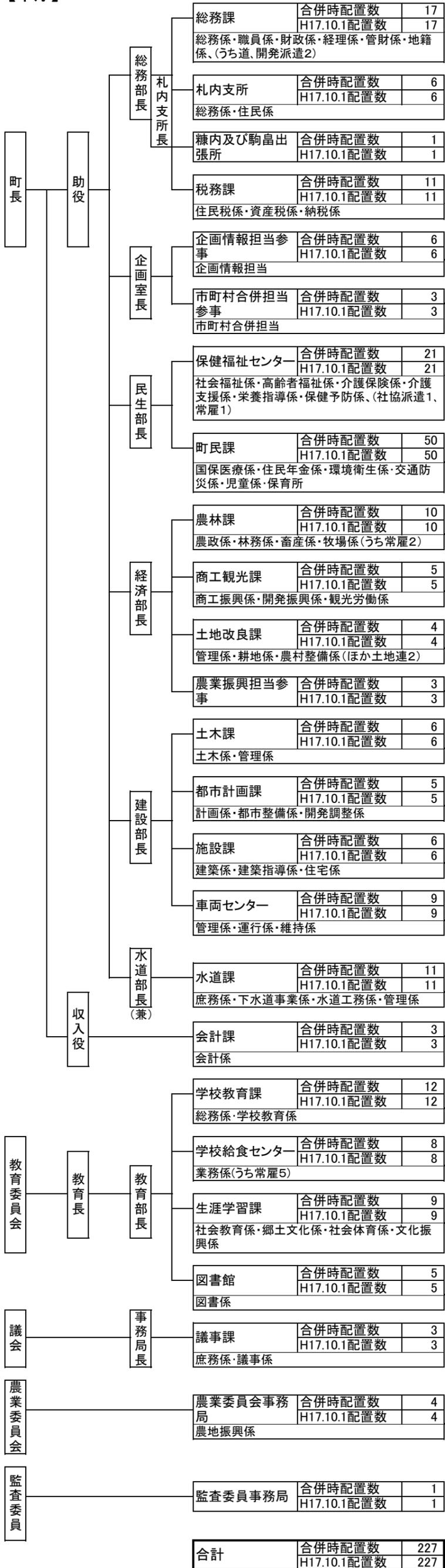
事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

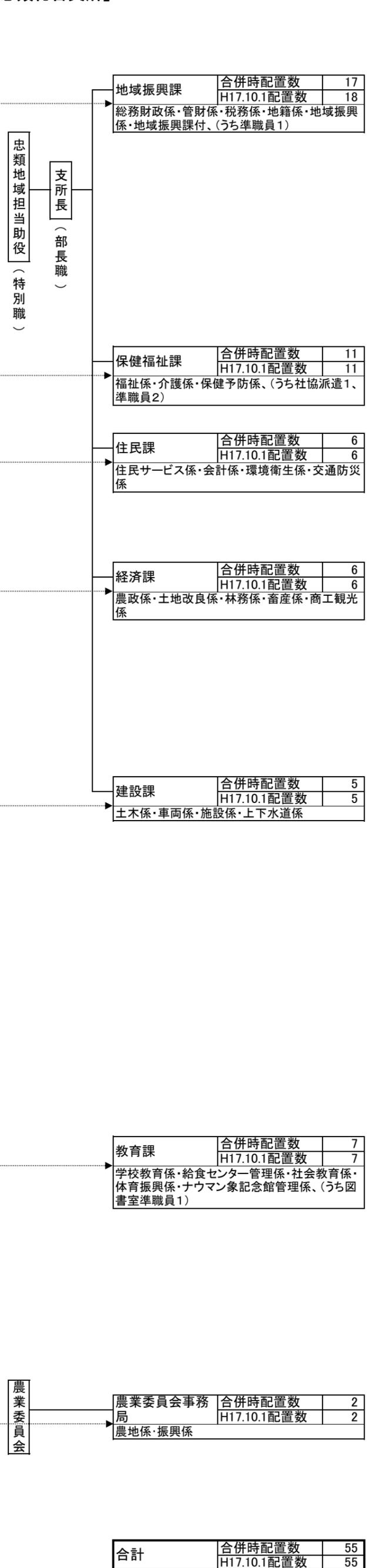
提案	第15回	平成17年1月14日	決定	第16回	平成17年1月28日
<p><b>【調整方針】</b></p> <p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p><b>新町における事務組織・機構の整備方針</b></p> <p>1 総括方針</p> <p>(1) 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構</p> <p>(2) 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構</p> <p>(3) 住民の声を適正に反映することのできる組織機構</p> <p>(4) 簡素で効果的な組織機構</p> <p>(5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>(6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p>(7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構</p> <p>(8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>2 個別整備方針</p> <p>(1) 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。</p> <p>(2) 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。</p> <p>(3) 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。</p> <p>総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。</p> <p>(4) 幕別町の支所及び出張所は、現行のとおりとする。</p>					

平成18年2月6日の事務組織機構(予定)

【本庁】



【忠類総合支所】



平成18年4月1日の事務組織機構(予定)

【本庁】

【忠類総合支所】

